プロジェクト　**概念フレームワーク**

項目　**概念フレームワーク － その他の質問事項**

Ⅰ. 本資料の目的及び構成

1. 本資料は、2015 年 5 月に国際会計基準審議会（IASB）より公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）に記載されている「その他の質問事項」に対するコメント文案についてご意見をいただくことを目的として作成している。

2. 概念 ED では、次の事項について「その他の質問事項」として質問がされている。

   (1) 概念フレームワークの見直しによる影響

   (2) 事業活動に関するアプローチ

   (3) 長期投資の影響

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. 概念フレームワークの見直しによる影響

3. 概念 ED では、結論の背景において、概念フレームワークの見直しによる影響に関連して、次の内容を記述している。

(1) 現行の会計基準と不整合になっている箇所

(2) 移行及び適用日

概念EDにおける質問事項

4. 概念 ED では、次の点について質問がされている。

(1) 概念 ED の BCE 第 1 項から BCE 第 31 項までに記述された分析に同意するか。

(2) 概念 ED における提案による影響について、記述されている以外に IASB が考慮すべき事項はあるか。

質問の背景

5. 2013 年に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」(以下「概念 DP」という。) に対して、関係者の一部から、IASB は、概念フレームワークの見直しによって現行基準が不整合となる点について識別すべきとのコメントが示された。

6. このため、IASB は、現行の会計基準について、概念フレームワークの見直しによって現行基準が不整合となる点がないかの観点からレビューを行った。ただし、その際、認識、測定及びその他の包括利益 (OCI) のリサイクリングに関する要求事項について概念 ED をベースにどのような判断を行使するだろうかについては検討を行わなかった。また、現行基準のうち、(1) 概念 ED における提案とは整合的であるが、現行基準の結論の根拠において異なる概念を用いて説明がされている要求事項、及び(2) コストの制約によって結論づけられた要求事項については、IASB はレビューの対象としなかった。

7. IASB は、レビューの結果について、概念 ED の結論の根拠において、次の 3 つについて記述している。

(1) 概念 ED と現行の会計基準との間の主な不整合(main inconsistencies)

(2) 概念 ED と現行の会計基準との間の軽微な不整合(minor inconsistencies)

(3) 概念 ED の提案によって解消されるであろう不整合

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（主な不整合）

8. 概念 ED では、結論の根拠において、次の 2 つが主な不整合が生じ得る分野として説明されている。

(1) IAS 第 32 号「金融商品：表示」における負債と資本の分類

- IAS 第 32 号では、① 企業が自己の持分商品の変動数（variable number）を引き渡すデリバティブ以外の契約、② 企業が固定数の自己の持分商品と交換に固定額の現金又はその他の金融資産以外で決済され得るデリバティブ契約について負債に表示することが要求されている。他方、概念 ED における提案によると、これらは負債の定義を満たさない。

- IAS 第 32 号では、プッタブル商品について、例外（IAS 第 32 号 第 16A 項から第 16D 項を参照）として、資本に表示することが要求されている。他方、概念 ED における提案によると、これらは負債の定義を満たす。

(2) IFRIC 第 21 号「賦課金」

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び IFRIC 第 21 号では、企業が負債を回避するために現実的でない行動を取らなければならない場合でも、負債を生じさせる事象が発生していない場合、負債を認識しないこととされている。他方、概念 ED による提案によると、企業が経済的便益を移転することを回避する現実的な能力を有しておらず、義務が過去の事象から生じている場合、義務は負債の定義を満たすとされているため、一部の賦課金が IFRIC 第 21 号の定めによる場合よりも、早い時期に負債として認識されるかもしれない。

9. 概念 ED では、前項(1)及び(2)について、次のような説明が記述されている。

(1) IASB は、IAS 第 32 号の要求事項について、現時点において修正を行うことを提案していない。IASB は、負債と資本の区分について、リサーチ・プロジェクトにおいて検討を行っている。

(2) IASB は、リサーチ・プロジェクトの一環として、IAS 第 37 号の一部を修正すべきかを検討するプロジェクトを立ち上げるべきかについて検討しており、当該検討において、IFRIC 第 21 号と概念 ED の提案との不整合についても検討を行う予定である。

（軽微な不整合）

10. 概念 ED では、結論の根拠において、次の事項が軽微な不整合が生じ得る分野として説明されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(1) 現行の概念フレームワークにおける定義を参照している箇所

- IAS 第 37 号及び IAS 第 38 号「無形資産」では、現行の概念フレームワークにおける負債及び資産の定義を参照している。この点、概念 ED では、資産及び負債の定義について修正の提案を行っている。

(2) 表示及び開示に関する要求事項

- 現行の会計基準では、最近開発された基準を除いて、表示及び開示の目的が記述されていない。他方、概念 ED では、表示及び開示の目的を各基準において記述することの便益について説明を行っている。

- IAS 第 19 号「従業員給付」では、確定給付又は確定拠出のプランについて、翌事業年度において予想される掛金に関する開示を行うことを要求している。しかし、概念 ED では、将来志向の情報について、それが報告日末又は報告期間に存在していた資産又は負債に関する目的適合的な情報を提供する場合を除いて、財務諸表に含まれるべきでないと説明している。

(3) 「信頼性」という用語の使用

- 現行の会計基準では、「信頼性」という用語が次の 2 つの意味で用いられている。
  - 測定の不確実性のレベルが許容可能な範囲内(tolerable)であるという意味
  - 2010 年改訂前の概念フレームワークで説明されていた質的特性(誤謬がなく、中立的で、網羅的で、実質を優先させる) という意味

- 他方、概念 ED では、「信頼性」という用語を復活させることは提案されていない。

(4) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

- IAS 第 1 号では、一般目的財務諸表の作成基礎について 2010 年改訂前の概念フレームワークの質的特性を用いて説明されているほか、IAS 第 8 号でも、会計方針の選択のあり方についてこれらの質的特性を用いて説明されている。

11. 概念 ED では、前項(1)から(4)について、次のような説明が記述されている。

(1) IASB は、IAS 第 37 号及び IAS 第 38 号における資産及び負債の定義に関する記述について、概念 ED の提案と同時に修正を提案していない。概念 ED における資産及び負債の定義に関する修正提案は、資産及び負債の定義を大幅に見直す

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ものではない。

(2) IASB は、開示要求について、開示イニシアティブにおいて見直しを行うことを予定している。

(3) 「信頼性」という用語の使用は、次のように、分析しうる。

- 個別の会計基準における「測定の不確実性の程度が許容可能な範囲内である」という意味での「信頼性」という用語の使用は、現行の概念フレームワークの認識規準における「信頼性」と整合的である。

- IASB は、「信頼性」を「測定の不確実性の程度が許容可能な範囲内である」と「忠実な表現」に置き換えることを検討したが、概念フレームワークプロジェクトが完了するまでは、時期尚早と判断した。

(4) IASB は、概念フレームワークの見直しが最終化された後、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正提案を行うか否かについて検討することを予定している。

（概念 ED の提案によって解消されるであろう不整合）

12. 概念 ED では、結論の根拠において、現行の会計基準と現行の概念フレームワークとの不整合が、概念 ED の提案によって、認識規準等について、解消されるであろうと説明されている。

（移行措置及び適用日）

13. 改訂後の概念フレームワークの移行措置及び適用日に関する提案については、審議事項(2)-5「概念フレームワークへの参照の更新」をご参照いただきたい。

当委員会事務局による分析

14. 本件に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

(1) 総論：IASB から示されている分析は、認識や測定に関するものを含んでいないため、概念フレームワークの見直しが会計基準に与える影響の分析という意味では必ずしも網羅的なものとはいえない。他方、認識や測定に関する提案については、重要な判断を含むため、これについて分析結果を示すことは困難であると考えられる。このため、IASB による分析のアプローチに概ね同意する。

(2) 主な不整合：概念 ED における説明は、事実と整合的と考えられる。

(3) 軽微な不整合：概念 ED における説明は、概ね事実と整合的と考えられる。なお、「信頼性」に関する記述については、本来、今回の概念フレームワークにおける審議と並行して見直しを行うことが望ましいとの見解もある。しかし、

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「信頼性」という用語を置き換えることによって、基準の意味が大きく変更される（ないし、大きく変更されたと見做される）可能性があるため、概念フレームワークの見直しが完了した後、別個のプロジェクトにおいて検討を行うとする IASB の結論については概ね妥当と考えられる。ただし、個別の会計基準において「信頼性」という用語を残す場合、見直後の概念フレームワークで使用されていない用語を使用することになるため、その意図が不明確になるリスクがある。

(4) 概念 ED の提案によって解消されるであろう不整合：概念 ED における説明は、概ね事実と整合的と考えられる。

15. なお、改訂後の概念フレームワークの移行措置及び適用日に関する提案については、別の資料において検討を行う。

コメントの方向性案

16. 上記の分析を踏まえ、概念 ED の質問に対して、概念 ED の結論の根拠で示されている分析について概ね同意する方向でコメントをしてはどうか。

17. ただし、会計基準において概念フレームワークで説明がされていない「信頼性」という用語が残ることによって、基準の重要な部分についてその意図が適切に理解されなくなるリスクがある。このため、当該リスクを削減する観点から、例えば、脚注において、「信頼性については、2010 年改訂前の概念フレームワークで財務諸表の質的特性として位置づけられていた」旨を説明する等の措置を講じることが必要と考えられる。

コメント文案

18. 以上を踏まえ、以下のコメント文案を草案している。

1. 我々は、BCE.1 から BCE.31 項に記載された分析に概ね同意する。

2. ただし、我々は、会計基準において概念フレームワークで説明がされていない「信頼性」という用語が概念フレームワークの見直し後も、なお基準に残る場合、基準の重要な部分についてその意図が適切に理解されなくなるリスクがあると考えている。

3. このため、我々は、当該リスクを削減する観点から、例えば、脚注において、「信頼性については、2010 年改訂前の概念フレームワークで財務諸表の質的特性として位置づけられていた」旨を説明する等の措置を講じることが必要と考えている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

III. 事業活動に関するアプローチ

概念EDにおける質問事項

19. 概念 ED では、事業活動について提案されているアプローチに同意するかについて質問がされている。

質問の背景

20. 概念 DP では、「IASB が基準の開発や見直しを行う際、企業が行う事業活動のあり方について考慮することによって、財務諸表がより目的適合的となり得る。これは、測定、表示及び開示（収益又は費用が純損益に含まれるか、その他の包括利益に含まれるかを含む。）に影響を与える可能性がある。」という見解を表明していた。

21. 概念 DP に対して、ほとんどの回答者は IASB の予備的見解に同意していた。しかし、一部の者から、「事業モデル」という用語を定義して、これを概念フレームワークで用いるべきとのコメントが示された。これに対して、事業モデルに言及することによって、財務報告に経営者のバイアスが導入される可能性があるというコメントが示されたほか、「事業モデル」という用語は多くの組織によって様々な方法で用いられていることが指摘された。

22. このため、概念 ED では、事業活動のあり方が財務報告においてどのような役割を果たすかについて一般的な議論を記述していない。他方、概念 ED では、事業活動のあり方が次の点に対してどのような影響を与えるかについて記述されている。

    (1) 会計単位

    (2) 資産又は負債、関連する収益及び費用に関する測定基礎の選択

    (3) 表示及び開示（OCI に収益及び費用を含めるべきか否かを含む。）

当委員会事務局による分析

23. 本件に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

    (1) 当委員会は、概念 DP に対するコメントにおいて、「事業モデル」という用語を使用する必要はないが、概念フレームワークにおいて、事業活動の性質が測定基礎の選択や純利益の決定においてどのような役割を果たすべきかについて明示すべきとのコメントを行っていた。

    (2) また、2015 年 3 月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議において、「会計基準設定における『事業活動』の役割」と題したペーパ

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ーを提出している。同ペーパーの概要は、次のとおりである。

① ASBJ は、企業の事業活動の性質は会計基準設定のさまざまな側面に重大な影響を与えると考えており、したがって、基準設定プロセス全体を通じて首尾一貫して適用すべき包括的な記述を「概念フレームワーク」において示すべきであると考えている。

② 過去に ASAF 会議に提出された提案を踏まえ、ASBJ は、以下の事項を「概念フレームワーク」において明確化すべきであると考えている。

- 企業が行う事業活動のうち会計基準設定の目的上の目的適合性がある活動の性質を識別する方法。これには、次のものが含まれる。
  - 企業が行う事業活動の性質を各区分にどのように分類すべきか
  - それらを「概念フレームワーク」においてどのように記述すべきか
- 企業の事業活動の性質を会計基準の開発においてどのように考慮すべきか。

(3) これに対して、2015 年 3 月の ASAF 会議では、ASAF メンバー及び IASB 関係者から次のコメントが示されている。

（ASAF メンバーからのコメント）

① 測定において、富の価値を表現すべきと考えられる。事業活動ペーパーでは、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎の選択を検討しているが、企業の財務業績の報告の観点と企業の財政状態の報告の観点から測定基礎は異ならないのではないか。（オーストラリア）

② 事業活動それ自体に着目するのか、あるいは事業活動の目的に着目するのか不明であり、企業の事業活動の真の意味を十分に理解できなかった。また、価格変動から正味の収入を得ることを目的とする事業活動だけでは、IAS 第 40 号「投資不動産」において公正価値測定が要求される投資不動産の一部が捕捉されないことから、区分の範囲が狭すぎるのではないか。（中国）

③ 測定基礎の識別、記述及び分類よりも、測定基礎をどのように選択するかがより重要な論点と考えている。このため、IASB は、どのように測定基礎を選択するかに関するガイダンスを概念フレームワークに含めるべきである。ただし、EFRAG で議論した中では、事業活動の区分のあり方とその分析については必ずしも全面的な支持はされておらず、更なる検討が必

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

要と考えられる。ただし、財政状態と財務業績について、利用者の意思決定に最も関連があるものに着目すべきと主張しており、財務業績に焦点を当てて検討を行うことを支持する。(EFRAG)

④ 企業の財政状態の報告で目的適合性のある測定基礎が、財務業績の報告で目的適合性のある測定基礎と異なる場合があり得ると考えている。シナジー効果を期待して資産を保有する場合、歴史的原価による測定が適切と考えられるほか、経営者が行動を変える内部及び外部の制約がある場合には、歴史的原価で測定すべきであるが、このような制約がない場合、現在価額が適していると考える。ASBJ の事業活動ペーパーと異なり、事業活動の変更に対する制約の有無を鍵としているのは、財務報告の目的に受託責任が含まれるためであり、資産及び負債を有効に管理しているかを明らかにする必要があると考えるためである。(FASB)

⑤ 事業活動ペーパーによると、事業活動が変わらないものであるかのように感じられるが、企業の事業モデルは連続的に変化するものであり、動的なものである。(FASB、AOSSG)

⑥ 事業活動ペーパーの考え方は、当初認識の時点で、事業活動のあり方に応じて測定基礎が決定されるべきことを示唆しているものと理解する。このような考え方は、製造業では概ね適切に機能すると考えられるが、複数の目的で資産を保有し、当該目的自体も変化する金融サービス業などのサービス業では、この考え方を適用するのは難しいのではないか。(ドイツ、中国)

⑦ 概念フレームワークにおいて、事業モデルの考え方は検討の優先順位が高いと考えており、当ペーパーの考え方を強く支持する。(英国)

⑧ 事業活動ペーパーでは、測定基礎の選択にあたり、事業モデルが目的適合的な要素とされているが、これは最も重要な単一の要素ではなく、考慮すべきその他の要素があるのではないか。(中国、オーストラリア)

(IASB 関係者からのコメント)

⑨ 事業活動の性質は、原価か現在価値のどちらに焦点を当てるか決定する際に目的適合的であり、重要な考え方である。しかし、提案では多くの負債の現在価値を更新しない結果となり、IAS 第 19 号や IAS 第 37 号の規定から乖離しているため、最終的な結論は支持しない。常に損益計算書に対する変動性を懸念しているが、その解決策は、その変動性を認識しないので

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

はなく、どのように表示するべきかではないか。(IASB 理事)

⑩ 事業活動の性質が、測定基礎の選択において重要であることは公開草案でも示しているが、測定基礎の選択における唯一の考慮要素であるかは明確でない。(IASB スタッフ)

(4) 上記のように、ASAF メンバー及び IASB 関係者から、当委員会からの提案に対して様々な見解が示されたが、当委員会からの見解を大幅に修正すべきと考えられない。ただし、概念 ED に対してコメントを行うにあたって、次の点について明確化することが有用と考えられる。

① 資産及び負債の特徴の考慮に関する位置づけ(資産及び負債の特徴は、事業活動の性質を識別する際に既に考慮されているとも考えられること)

② 事業活動を識別する時点(事業活動の性質は、一度、識別したら変化しないという性質でなく、継続的に評価されるものであること)

③ 金融商品に対する適用(金融商品であるという商品の性質だけで事業活動の性質が決定されるものではないこと)

(5) なお、「事業活動の性質」が果たすべき役割については、測定の章における質問においてもコメントを行うことを予定している。

コメントの方向性案

24. 2015 年 3 月の ASAF 会議に提出したペーパーの内容を踏まえ、会計基準の設定において「事業活動の性質」が果たすべき役割を明示すべき旨について主に測定の章における質問において回答するとともに、本質問へのコメントにおいては、当該回答を参照してはどうか。

コメント文案

25. 以上を踏まえ、以下のコメント文案を草案している。

1. 我々は、事業活動の性質は、会計基準の開発において重要な役割を果たすと考えており、2015 年 3 月の ASAF 会議に対して、「会計基準の設定における『企業の事業活動の性質』の役割」というペーパーを提出している。

2. 当該ペーパーにおいては、主に次の旨について記載している。

(1) 企業の事業活動の性質は会計基準設定のさまざまな側面に重大な影響を与えるため、基準設定プロセス全体を通じて首尾一貫して適用すべき包括的な記述を「概念フレームワーク」において示すべきである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 具体的には、以下の事項を「概念フレームワーク」において明確化すべきであると考えている。

① 企業が行う事業活動のうち会計基準設定の目的上の目的適合性がある活動の性質を識別する方法。これには、次のものが含まれる。

- 企業が行う事業活動の性質を各区分にどのように分類すべきか
- それらを「概念フレームワーク」においてどのように記述すべきか

② 企業の事業活動の性質を会計基準の開発においてどのように考慮すべきか。

3. これらの内容の詳細については、「質問 9：測定基礎の選択において考慮すべき要因」及び「質問 13：収益又は費用の OCI への報告」に対するコメントをご参照いただきたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IV. 長期投資の影響

概念EDにおける質問事項

26. 概念 ED では、長期投資に関する IASB の結論に同意するか、及びその理由について質問がされている。

質問の背景

27. IASB は、概念 ED を開発する過程において、概念フレームワークが、IASB が会計基準を開発する際に次の質問を検討することを可能とするために十分で適切なツールを与えるものとなるかについて検討を行った。

(1) 報告企業による投資の長さ（長期投資の事業活動）は、基準設定の意思決定に影響を与えるか。

(2) 長期投資の投資家は短期投資の投資家と比較して異なる情報を必要とするか。

28. 前項(1)について、IASB は、次の理由から、概念フレームワークにおいて長期投資の事業活動について言及すべきでないと結論付けている。

(1) 特定の事業モデルについて明示的に言及することによって、概念フレームワークに基準レベルの詳細な議論が含まれてしまうこと

(2) 概念フレームワークに、それ以外の事業モデルについて説明がされていないこと

29. また、本資料 第 27 項(2)について、長期投資の投資家は短期投資の投資家と比較して異なる情報を必要としないと結論付けている。

(1) 短期投資の投資家と長期投資の投資家は、ともに主要な利用者と考えられること

(2) 概念 ED では、「受託責任」に資する情報の提供が必要である旨を明示することを提案していること

(3) IASB は、これまで、現在価値の測定が短期投資の投資家に特に有用という理由で、現在価値測定を要求又は許容した訳でないこと

当委員会事務局による分析

30. 本件に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

(1) 当委員会は、2014 年 9 月に開催された ASAF 会議において、次のコメントをし

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ている。

① 長期性の投資に関して測定のガイダンスを別個に設ける必要はない点に同意する。

② 長期性の投資に関して示されている懸念は、純損益に関する適切な定義を確立し、測定基礎の選択方法を適切に記述することで対応できると考える。投資が長期的観点で行われているか否かは、適切な測定基礎の決定にあたって重要ではなく、むしろ適切な純損益の金額を決定するのに役立つ測定基礎の選択方法を記述すべきである。

③ 測定基礎の選択は、投資が事業活動の成果を期待して保有されているのか、それとも市場価格の変動を期待して保有されているのかに基づいて行うべきと考える。

(2) 2014 年 9 月の ASAF 会議において、ASAF メンバーの多くから当委員会からの発言に同調する発言が示されたほか、その後の議論においても、当該コメントに重要な影響を与えるものは識別されていない。

コメントの方向性案

31. 上記の分析を踏まえ、概念 ED の質問に対して、IASB の提案に概ね同意する方向でコメントしてはどうか。

コメント文案

32. 以上を踏まえ、以下のコメント文案を草案している。

1. 我々は、概念フレームワークにおいて、企業による長期投資に関する測定基礎の選択や長期投資家による情報ニーズの充足等について追加的な記述を行うことは特段不要とする IASB の結論に概ね同意する。

2. とりわけ、長期性の投資に関して示されている懸念は、むしろ、純損益に関する適切な定義を確立し、適切な純損益の金額を決定するのに役立つ測定基礎の選択方法を記述することで対応できると考える。具体的には、我々は、投資が事業活動の成果を期待して保有されているのか、それとも市場価格の変動を期待して保有されているのかに基づいて測定基礎の選択がなされるべきと考えている。詳細については、「質問 9：測定基礎の選択において考慮すべき要因」に対するコメントをご参照いただきたい。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ディスカッション・ポイント
概念 ED における「その他の質問事項」に関するコメント文案について、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。